

パブリックコメントの実施と説明会の開催

因立地適正化計画一部見直し

「コンパクトシティ+ネットワーク」の考えのもと、都市全体の構造を見渡し、住宅と医療・福祉・商業などのさまざまな暮らしに必要な施設のゆるやかな誘導を図るとともに、公共交通と連携したまちづくりを行うことで、コンパクトなまちを推進するための計画です。

平成29年3月に計画を策定しましたが、平成30年10月に草津・栗東・守山間を運行する広域バス路線が新たに開設されたため、より計画の充実を図るために一部見直しを行うものです。

パブリックコメント

資料の閲覧場所 都市計画課、市役所2階閲覧所、公文書館、駅前総合案内所、すこやかセンター、市立図書館および各地区会館。※市ホームページでも公開しています。

意見の提出方法 10月23日(水)までに住所、氏名(法人にあたっては名称および代表者の氏名)、電話番号を記入し、郵送、ファクス、メールまたは直接持参で下記に提出(書式は自由)。メールの場合は、件名欄に「パブリックコメント手続きの意見提出」と入力。

他意見・情報以外の内容は、公表しません。

市民説明会

時 10月9日(水)午後7時～ 所 あまが池プラザ

時 10月12日(土)午後1時～ 所 速野会館

〒524-8585 吉身二丁目5番22号 都市計画課

☎・☎(582)1132 ☎(582)6947 ✉toshikeikaku@city.moriyama.lg.jp



障害福祉課からお知らせ 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり 条例が全部施行されます

☎県障害福祉課共生推進係 ☎(528)3540 ☎(528)4853

障害のある人が日常生活や社会生活で受ける制限は社会全体で取り除いていくという「障害の社会モデル」という考え方を定め、4月1日に一部施行されていましたが、10月1日より全部施行され、下記の事柄が実施されます。

合理的配慮の提供(※1)などを義務化

差別解消の取り組みを一層進めるため、民間事業者の「合理的配慮の提供」を義務としました。また、個人に対しても「差別の禁止」および「合理的配慮の提供」を義務としました。

※1 合理的配慮の提供…障害のある人から何らかの配慮を求める意思表示があったときに、負担が重たくない範囲で配慮を行うこと

相談・解決の仕組みの整備

障害を理由とする差別に関する相談を受け付ける「障害者差別解消相談員」を県庁に設置するとともに、障害のある人の代弁者となる「地域アドボケート(※2)」を各福祉圏域に数人配置します。

※2 地域アドボケート(地域相談支援員)…自分で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁するなど、障害者の権利を擁護し相談員につなぐ、県独自の取り組み。

条例の施行に併せて、「合理的配慮の提供」を行うための費用を助成したり、障害を理解するための出前講座を行ったりします。詳しくは上記へお問い合わせいただくか、県ホームページをご覧ください。

10月7日(月)～13日(日)は 行政相談週間です

☎市民協働課

☎・☎(582)1148 ☎(583)3911

行政相談委員が皆さまの身近な相談相手として、国の事務に関する苦情などの相談を受けています。

国の事務(県・市町に委任している事務なども一部含む)は、国道、一級河川、年金、健康保険、雇用保険、労災保険、戸籍、登記などの分野があります。困ったときは、気軽に行政相談委員まで相談してください。

相談は無料・予約不要・秘密厳守です。
当市の行政相談委員は、八木 宏子さん、
御厨 得雄さん、三品 正一さんです。

特別相談所の開設

☎10月25日(金)午前10時～午後3時

☎市役所1階 市民相談室

